３．共済募集人指導事業の実施状況等

⑴　加盟店数の推移の状況（直近３ヵ年度）

（単位：店数）

年度	年度	年度

⑵　フランチャイザーによるフランチャイジーに対する教育・管理・指導の状況

（記載上の注意）

共済募集指導方針等を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

４．共済募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）

（単位：件）

	年度	年度	年度
苦情の発生件数			

（記載上の注意）

上記１．から４．までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

別紙様式第５号（第89条関係）

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

下記の者は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第30条第４項及び同法第55条において読み替えて準用する保険業法第311条第１項の規定による検査をする職員であることを証明する。

写真

所　属

官　職

氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

所属長

裏　面

○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和３年法律第80号）（抄）

（立入検査）

第30条　行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、共済団体の子法人等若しくは当該共済団体から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該共済団体に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　共済団体の子法人等又は当該共済団体から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

４　第１項又は第２項の規定による立入り、質問又は検査する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

５　第１項又は第２項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（共済募集等に係る保険業法の規定の準用）

第55条　保険業法～（中略）～第311条の規定はこの項において読み替えて準用する、同法第305条第１項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。（以下略）

２　（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とする。

○厚生労働省令第七十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第一条の二の二関係）	**別表第一**（第一条の二の二関係）
第一　（略）	第一　（略）
第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項	第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項
一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス	一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス
イ　病院	イ　病院
(1)～(7)　（略）	(1)～(7)　（略）